

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会表彰規程改正の概要（第2条第1項第2号関係）

【改正後の規程の施行日】

平成30年4月1日

【改正の趣旨】

近年、社会福祉法人においては、社会福祉施設の経営のみならず、地域における公益的な取組の推進など多岐にわたる事業を展開しており、地域福祉の推進において重要な役割を担っている。

本会会長表彰においては「社会福祉施設・団体関係功労者表彰」の表彰対象を社会福祉施設の役職員に限定しているが、社会福祉法人の地域福祉推進における役割の重要性に鑑み、社会福祉施設以外の業務に従事している社会福祉法人の職員についても対象としようとするものである。

【改正の概要】

《改正の内容》

第2条第1項第2号中、「社会福祉施設・団体関係功労者」を「社会福祉法人・社会福祉施設・社会福祉団体関係功労者」に変更する。

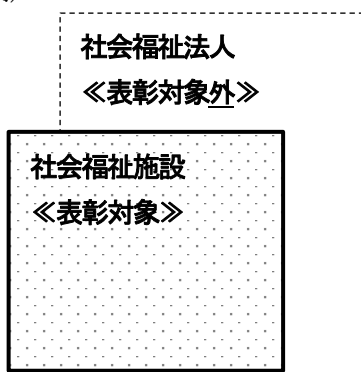
《改正理由》

社会福祉法人が地域福祉の推進に大きな役割と責務を担っていることに鑑み、社会福祉施設以外の業務に従事している社会福祉法人の役職員を表彰対象とするため。

《新たに表彰対象となる者》

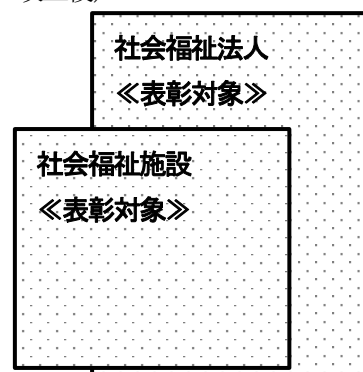
社会福祉法人が経営する社会福祉施設以外の施設（老人保健施設、グループホーム等）、社会福祉事業以外の事業（地域包括支援センター等）に現に従事している社会福祉法人の役職員

(改正前)



社会福祉法人の職員であっても、
社会福祉施設勤務以外の者は対象外

改正後



社会福祉法人の役職員であれば、法人内
の所属部署を問わず表彰対象